

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 脱衣室及び浴室は、男女ごとに設け、かつ、<u>12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。</u></p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場にあつては同項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び<u>第24号</u>に規定する基準の全部又は一部を適用しない。</p>	<p>(措置の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 脱衣室及び浴室は、男女ごとに設け、かつ、<u>7歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。ただし、知事が別に定める者が利用する場合であつて、風紀上支障がないものとして知事が別に定める場合に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場にあつては同項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び<u>第24号本文</u>に規定する基準の全部又は一部を適用しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。